

## 沖縄県入院者訪問支援事業実施要綱

### （目的）

第1条 本事業は、精神科病院（本要綱では、精神病床を有する医療機関をいう。以下同じ。）の入院者のうち、特に医療機関外の者との面会交流が途絶えやすくなることが想定される者からの希望に基づき、精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とする。

### （実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、沖縄県（以下「県」という。）とする。

2 県は、本事業にかかる事務の内、第5条第2号を除く全部又は一部を委託できるものとし、入院者訪問支援事業推進会議及び入院者訪問支援事業実務者会議での意見を踏まえた上で実施内容の検討や見直し等を行う。

### （支援対象者）

第3条 本事業の対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 上記と同等の支援が必要と県が認め、本事業による支援を希望する者

### （訪問支援員）

第4条 支援対象者へ訪問する支援者（以下「訪問支援員」という。）は、県が認めた研修を修了した者のうち、県が選任した者とする。

2 訪問支援員は、支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供等を行う。

### （事業内容等）

第5条 県は、次に掲げる事業を行う。

#### （1）訪問支援員養成研修の実施

県は、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を習得するための研修を実施する。また、必要な知識・技能について、適宜フォローアップする。

#### （2）入院者訪問支援事業推進会議（以下「推進会議」という。）の運営

県は、次に掲げる事項を行うため、関係者で構成する推進会議を設置する。ただし、既存の協議会等を活用する場合はそれを妨げるものではない。協議会を運営するにあたっては、障害者総合支援法第89条の3第1項の規程に基づき設置される協議会との

連携を図る。

ア 訪問支援活動の状況の把握

イ 医療機関、行政機関（保健所、市町村、福祉事務所等）、障害福祉サービス事業者等の関係機関への事業周知や円滑な実施に向けた調整

ウ 当該事業全体の評価及び検証

(3) 入院者訪問支援事業実務者会議（以下「実務者会議」という。）の運営

県は、個別支援のあり方や課題等について、本事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、当該事業の実務関係者等が協議し、推進会議へ報告をするための実務者会議を設置する。

(4) 訪問支援活動の実施及び体制の整備

県は、支援対象者からの求めに応じて訪問支援員を派遣するため、訪問支援体制を整備する。なお、整備にあたっては、次に掲げる事項に留意する。

ア 訪問支援活動の実施にあたっては、予め、業務に十分に対応できる人員を確保する。

イ 支援対象者から訪問支援員との面会希望があった場合には、本人の意向を確認した上で派遣調整を行う。

ウ 訪問支援は、原則として希望があった日から 10 日以内に実施する。

エ 訪問支援員を精神科病院に派遣する際には原則として 2 名体制とする。

(5) 事業の周知等

県は、本事業の実施について、市町村、精神科病院及び障害福祉サービス事業者等の関係機関並びに精神科病院の入院者に対して広く周知し、支援体制の充実等事業の円滑な実施を図る。

（個人情報保護等）

第 6 条 本事業の実施にあたっては、支援対象者の人格を尊重してこれを行うとともに、支援対象者の身上及び家族に関して知り得た秘密を守らなければならない。

（留意事項）

第 7 条 本事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

(1) 県は、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムと連動した体制構築を図る観点から、保健所、県福祉事務所、総合精神保健福祉センター、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業と連携を図ること。

(2) 総合精神保健福祉センター及び保健所は、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関に対して、地域の社会資源等精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築のために必要となる情報等を提供するとともに、医療機関への働きかけを行う際などにおいて必要な協力を行うこと。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則（令和6年7月4日制定）

この要綱は、令和6年7月4日から施行する。